

誓約書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからルに該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者

住 所

氏 名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

青森市長

様

(参考) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条第5項第4号

- イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの(注1)
- ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者
- ニ この法律、浄化槽法(昭和58年法律第43号)その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの(注2)
若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号、第32条の2第7項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者
- ホ 第7条の4若しくは第14条の3の2(第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。)であつた者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。)
- ヘ 第7条の4若しくは第14条の3の2又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第7条の2第3項(第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。)の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- ト ヘに規定する期間内に第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ヘの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人(注3)であつた者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人(注3)であつた者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- リ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第14条第5項第2号ハにおいて同じ。)がイからチまでのいずれかに該当するもの
- ヌ 法人でその役員又は政令で定める使用人(注3)のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの
- ル 個人で政令で定める使用人(注3)のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

注1) 環境省令で定めるものとは、精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者をいう。

注2) その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるものとは、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法をいう。

注3) 政令で定める使用人とは、申請者の使用人で次に掲げるものの代表者であるものをいう。

- (1) 本店又は支店(商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所)
- (2) (1)に掲げる者のほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置く者

廃棄物処理施設譲受(借受)許可申請書関係書類一覧表(申請者が法人の場合)

インデックス番号、添付書類名	記載項目	詳細な内容	
1. 譲受又は借受の契約書	①施設の売買契約書、賃貸借契約書等の写し等 ②土地の売買契約書、賃貸借契約書等の写し等		
2. 当該産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類	技術管理者の設置を証明する書類 ※技術管理者が当該法人に雇用されていることを証明する書類を添付すること。 (役員等である場合は除く)	法第 22 条に規定される技術管理者を設置することを証明する書類((財)日本環境衛生センターで実施される講習会を修了したことを証明する修了証の添付等)	
3. 当該施設の維持管理に関する資金の総額、その資金の調達方法を記載した書類	施設の維持管理に要する費用の総額及びその費用の調達方法を記載した書類	当該施設を維持管理するために要する費用(内訳等含む)を算出した資料及びその費用の調達方法、を証明する書類を記載又は添付する。	
4. 直前 3 年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証明する書類	①貸借対照表(決算報告書等)	直前 3 事業年度分	
	②損益計算書	"	
	③株主資本等変動計算書、個別注記票	"	
	④納税証明書	"	
	⑤所得税の納付すべき額及び納付額を証する書類	直前 3 事業年度分 確定申告書及び同別表 (1, 2, 4 及び 16 に限る) の写し	
5. 定款又は寄付行為及び登記簿謄本	①法人の定款		
	②法人の登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	(申請時から直前 3 ヶ月以内の登記簿謄本)	
6. 申請者が欠格要件に該当しない者であることを誓約する書類	申請者が法第 7 条第 5 項第 4 号イからルまでに該当しない者であることを誓約する書面		
7. 役員の住民票の写し等 ※青森市に住所を有する者は「添付書類省略に係る同意書」の提出をもって、省略できます。	①役員の住民票の写し(本籍が表示されたもの)	申請時から直前 3 ヶ月以内のもの	
	②役員の「登記されていないことの証明書」又は「登記されていることの証明書」	"	
	③登記されていることの証明書を提出した役員等にあつては、「精神機能の障害により廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうか」を審査することができる医師の診断書、診断時に行った認知症に関する試験結果等(以下「医師の診断書等」という。)	"	
8. 5%以上の株主又は5%以上の額に相当する出資者の住民票の写し等 ※青森市に住所を有する者は「添付書類省略に係る同意書」の提出をもって、省略できます。	①株主又は出資者の住民票の写し(本籍が表示されたもの)	申請時から直前 3 ヶ月以内のもの	※株主、出資者に法人がある場合は、その法人の登記簿謄本
	②株主又は出資者の「登記されていないことの証明書」又は「登記されていることの証明書」	"	
	③登記されていることの証明書を提出した役員等にあつては、「精神機能の障害により廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうか」を審査することができる医師の診断書等	"	
9. 使用人の住民票の写し等 ※青森市に住所を有する者は「添付書類省略に係る同意書」の提出をもって、省略できます。	①使用人の住民票の写し(本籍が表示されたもの)	申請時から直前 3 ヶ月以内のもの	
	②使用人の「登記されていないことの証明書」又は「登記されていることの証明書」	"	
	③登記されていることの証明書を提出した役員等にあつては、「精神機能の障害により廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必	"	

	要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうか」を審査することができる医師の診断書等	
10. 有価証券報告書	直前事業年度に係る有価証券報告書	有価証券報告書の提出により4、5の書類の添付を省略できる。
11. 先行許可証	一廃処理施設設置(変更)許可証	平成12年10月1日以降に受けた許可であって、当該許可の日から起算して5年を経過しない許可を受けている場合は、先行許可証の提出により7～9の住民票等の添付を省略できる。